

第 8 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成28年9月27日

開 会 中

場所 第 2 委員会室

第 8 回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成28年9月27日（火曜日）

午後1時10分開議

午後1時46分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPPの現状について
- (2) TPP協定に対する意見書の提出について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (4) その他

出席委員(14人)

委員長 前川 收
副委員長 藤川 隆夫
委員 山本 秀久
委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 池田 和貴
委員 森 浩二
委員 西 聖一
委員 高野 洋介
委員 楠本 千秋
委員 西山 宗孝
委員 大平 雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎 征夫
政策審議監 山本 國雄
首席審議員兼
企画課長 吉田 誠

知事公室

政策調整監 府 高 隆

総務部

人事課長 平井 宏英

健康福祉部

健康福祉政策課長 野尾 晴一郎

健康危機管理課長 岡崎 光治

医療政策課長 松岡 正之

国保・高齢者医療課長 高水 真守生

薬務衛生課課長補佐 稲生 一成

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 村井 浩一

くらしの安全推進課長 猿渡 信寛

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 磯田 淳

産業支援課長 三輪 孝之

企業立地課長 岡村 郷司

国際課政策監 末藤 尚希

農林水産部

部長 濱田 義之

生産経営局長 川口 卓也

首席審議員兼

農林水産政策課長 白石 伸一

農産園芸課長 酒瀬川 雅士

畜産課長 中村 秀朗

林業振興課長 三原 義之

水産振興課長 木村 武志

土木部

監理課長 藤本 正浩

出納局

管理調達課長 石川 修

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福島 哲也

議事課課長補佐 下崎 浩一

午後1時10分開議

○前川収委員長 ただいまから、第8回TPP対策特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

では、まず、私のほうから御挨拶をさせていただきます。

今回、TPP対策特別委員会の委員長になりました前川でございます。4月に発生しました平成28年熊本地震のために、今回が今年度初めてのTPP対策特別委員会となります。藤川副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本委員会におきましては、平成25年6月に設置をし、これまでTPPをめぐる現状等について、執行部を通じしっかりと把握を行った上で、時期を逸することなく意見書の提出や決議を重ねてきたところでございます。

ここへ来て、御承知のとおり、ことし3月に、政府が提出しましたTPP承認案と関連法案が、昨日開会いたしました臨時国会において審議されるという予定であり、今国会の優先的な審議事項の一つだというふうにも聞いておるところでございます。

一方で、日本とアメリカが承認しないと成立しないTPPであります。アメリカの大統領選挙、11月8日が投票日ということになっておりますが、政府は、それまでに衆議院の通過を目指すというような報道もあるところでございます。

今後、国内のTPP承認手続は、いよいよ最終局面ということになってくるというふうに思っておりますので、執行部としっかり情報を収集、共有をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時間の都合で、副委員長の御挨拶は割愛さ

せていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に、執行部を代表して、島崎企画振興部長から御挨拶をお願いいたします。

○島崎企画振興部長 委員会開会に当たり、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

前川委員長、藤川副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、当委員会に付託されましたTPP交渉の件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

国が交渉に参加する直前の平成25年6月に設置以来、これまで17回の委員会による御審議や、時宜にかなった決議や意見書の採択など、活発な委員会運営に対しまして、改めて御礼申し上げます。

県では、このTPPに関し、昨年10月の協定交渉の大筋合意を受け、知事を本部長とした県対策本部を設置し、情報収集や必要な対策の検討とともに、県議会と連携した国への要望活動を行ってまいりました。

また、国は、昨年11月に決定した総合的なTPP関連政策大綱に基づき、昨年度の補正予算から予算措置を講じ始め、今般の経済対策においても関連施策を打ち出しております。

一方、TPPの発効に不可欠な米国の承認につきましては、11月の大統領選挙の影響もあり、時期が見通せないとされる中、安倍総理は、TPP協定の承認と関連法案の成立を臨時国会における主要課題として挙げ、早期成立を目指すとの報道もでございます。

平成28年熊本地震への対応のさなかではございますが、引き続き重要課題としてTPPに対応していく必要がございます。

本年度1回目となります本日の委員会では、TPPをめぐる現状等について御報告させていただきます。

TPPをめぐる情勢を注視しつつ、執行部

といたしましても、県議会の皆様と連携しながら、緊張感を持って精いっぱい頑張っておりますので、御指導のほどよろしく願いいたします。

○前川収委員長 次に、執行部関係部課職員の自己紹介であります。副委員長の御挨拶も割愛いたしましたので、皆さん方のお手元の座席表をもって自己紹介にかえさせていただきますというふうに思います。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPPの現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

本年2月の署名により内容が確定しましたTPP協定につきましては、現在、各国が発効に向けた国内手続を進めるということとなっております。

我が国におきましては、委員長からもございましたとおり、さきの通常国会でTPP協定の締結の承認及び締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の審議、これが開始されております。そして、閉会中審査という扱いになっております。

昨日召集された臨時国会において、再び審議されることを見込まれますので、本日は、こうした動きなども含めて、後ほど御説明をいたします。

まず、お手元の資料1ページをごらんください。

TPP大筋合意以降の国の主な動きとこれからの予定についてまとめております。

まず、TPPにつきましては、我が国は、

平成25年7月に交渉参加ということで、昨年10月5日に大筋合意、本年2月4日に署名ということになっております。

下線を引いておりますが、3月8日に、政府は、国会に対して、TPP協定及びその関連法案について提出をしております。

なお、下の括弧にありますとおり、さきの通常国会においては、審議入りしましたが、承認に至らず、閉会中審査という扱いになっております。

次に、5月17日でございますが、APECの貿易担当大臣会合の開催に合わせて、ペルーでTPP閣僚会合が開催されております。

さらに、その下でございます。

関連法案につきましては、今臨時国会で再び審議される予定となっております。

2ページをごらんください。

2ページにつきましては、県議会、県の主な取り組みでございます。

下線部分でございますけれども、2月29日に、県議会から、TPP協定に対する意見書を提出いただいております。

また、6月23日及び24日ですが、熊本地震からの復旧・復興に関する要望活動に合わせて、副議長と副知事による政府への要望を実施しております。

続いて、3ページをごらんください。

3ページには、2月定例会における県議会の意見書を掲載しております。

中段の記以下でございますが、1においては、国会における十分な審議、2で、農林水産業への万全な対策、3は、食の安全、安心を確保する万全の対策を求める内容ということで、提出をいただいております。

続きまして、4ページをごらんください。

先ほど御説明しました、6月23、24日に、政府に対して要望を行った事項について抜粋をしております。

続きまして、5ページをごらんください。

表題にTPPとはとありますが、これは政

府の対策本部がホームページに掲載しているTPPのメリットなどに関する説明の部分を抜粋させていただいております。

1番目の四角でございますが、21世紀型の新たなルールの構築という部分では、TPPは幅広い分野で21世紀型のルールを構築するものだというふうにされております。

2番目の四角につきましては、中小・中堅企業、地域の発展への寄与では、大企業だけでなく、中小企業や地域の産業が活躍の場を広げていくことが可能となるというふうにされております。

また、3番目の四角の長期的な戦略的意義という部分では、最後の2行部分でございますが、アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長、繁栄、安定にも資するというふうに説明されております。

続きまして、6ページをごらんください。

3月に、政府が国会に提出しておりますTPP協定の締結に係る承認案等についてです。

これは、環太平洋パートナーシップ協定、TPP協定の締結について承認を求める件として、協定は本体、次に、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法案、これとして、関係する11の法律を一括して改正する法律案というふうになっております。

次に、資料をおめくりいただきまして、7ページをごらんください。

これは、1ページで御説明をしました、5月に行われました環太平洋パートナーシップ閣僚会合の共同声明を掲載しております。

真ん中の丸の部分に紹介しておりますが、閣僚は、各国の国内手続の完了に向けて、誠実に取り組んでいるというふうにされております。

続いて、次に、資料の8ページでございま

す。

8ページから9ページにかけましては、TPP協定に関するQ&Aということで、これはさきの通常国会終了後の6月21日に公表されたものでございます。

まず、8ページの部分でございますが、政府の情報開示は不十分なのではないですかという問いでございますが、左側の部分で一番上の丸の下線部分でございますけれども、約300回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供して、丁寧に説明をしておりますとしております。

左側の4番目の丸の下線では、外交交渉の性格上、交渉過程での各国との具体的なやりとり等については、仮にこれを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで、類似の交渉に悪影響を与えかねませんとされており、交渉過程の開示には制約があると、政府は説明をしております。

また、9ページでございます。

こちらは、政府が行った経済分析は、前提がお手盛りで、恣意的な試算ではないかという問いでございます。

答えとして、左側の3番目の丸の下線でございますが、この分析は、GTA Pという世界中で一般的に使われている国際貿易分析モデルを用いておりますとしておりまして、4番目の丸でございますが、公表をするに当たって、この分野に精通した国際経済学者3名による学術的な確認を経ていることから、前提がお手盛りで恣意的との批判は当たらないといふふうに政府は説明しております。

次に、10ページをごらんください。

TPP協定の発効規定でございます。

これは昨年度の委員会でも御説明しましたが、改めて御説明をさせていただきます。

まず、TPPの発効規定につきましては、署名日が2月4日でございます。この2月4日を基準として、3つのケースがございま

す。

まず、ケース1ですけれども、全ての原署名国が国内法の手続を完了したということで、その通知をした60日後からTPP協定は発効、有効となるというのがケース1でございます。

ケース2につきましては、署名の日から2年の期間内に要件が満たされた場合については、署名の2年後、本年の2月4日に署名しておりますので、2年後の2月3日から60日後に発効するというものがケース2でございます。

ケース3につきましては、署名の日から2年以降たった場合に要件が満たされた場合、その日から60日後が発効日となるということで、じゃあこの要件は何かというのが右上のほうの四角で囲んでおりますけれども、こちらが、原署名国のGDPの合計の85%以上を占め、かつ、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了したという旨を通報することが要件となっております。

GDPの85%以上の規定がございますので、発効に当たっては、必然的に日米両国の参加というのが不可欠というふうになっております。

続きまして、11ページのほうをごらんください。

TPP協定の締結に際して想定される各国の国内手続というものを、この政府の資料から抜粋をしております。

表の部分ですけれども、まず、協定の議会承認というものが制度上必要でない国というものがあるようでございます。これはブルネイ等でございますけれども、ブルネイ等を除く各国において、国内担保法は別途議会承認が必要というふうになっております。

表については、一番下が日本でございますが、国会の承認が必要とされています。

なお、ブルネイについては、国内担保法の議会承認、これは不要でございますが、手続

上、議会の審議は必要というふうになっております。

現時点で、どこか特定の国が国内手続を終了させた、そういった報道等はございません。

次に、12ページをごらんください。

政府の戦略等におけるTPP協定に関する事項としておりますが、こちらの本年度に閣議決定された戦略などにおいて、TPPがどのように位置づけられているかをまとめたものでございます。

攻めの農林水産業の展開というものを中心に、中小企業等の海外展開支援、こういったものが打ち出されております。

次に、資料をおめくりいただきまして、13ページをごらんください。

13ページと14ページにつきましては、内閣官房のTPP政府対策本部、こちらの組織が取りまとめた総合的なTPP関連政策大綱を実現するための予算内訳というものを掲載しております。

1のTPPの活用促進、2のTPPを通じた強い経済の実現、3の分野別施策展開に掲げられた項目について、合計で27年度補正予算で4,857億円、28年度当初予算で1,582億円の予算が計上されているところでございます。

次に、資料をおめくりいただきまして、15ページのほうをごらんください。

こちらは、今年度、28年度の補正予算案、いわゆる経済対策の予算と来年度の概算要求におけるTPPに関連した予算について掲載をしております。

こちら、各省庁のホームページの補正予算や概算要求の関係資料から抜粋をしております。

まず、農林水産省につきましては、TPP関連政策大綱の着実な実現という柱立てで、補正予算において計3,453億円、こちらが計上されております。

下の部分ですが、経済産業省におかれては、来年度の概算要求において、TPPを契機とした農商工連携、輸出力強化として、中小・小規模事業者の海外展開支援、こちらを挙げていただいております。

次に、16ページをごらんください。

16ページから17ページにおきましては、本県が今年度実施した企業向けTPPに関する実態意向等調査、この結果についての概要でございます。

こちらのアンケートは、対象は、事業活動に影響が生じる可能性がある業種に絞って、1,163の事業所に対して調査票を送付いたしました。4月から6月までの期間に、327の事業者から回答が得られております。

結果の概要を下に掲載しております。

(1)の部分でございますが、TPP協定に関する全体的な受けとめについて尋ねたものでございます。

結果は、点線の四角で囲んでおりますが、脅威よりもチャンスと認識している事業者の割合が高くなっておりますけれども、4割以上の事業者がまだ不明点が多いというふうにお答えをされておられます。

(2)では、輸入品の増加による価格競争の激化や食の安全に対する懸念等のTPP協定のマイナス面の影響への対応意向についてお尋ねをしております。

農畜産業、水産業、卸売・小売業、飲食料品製造業、こういった事業者が、取り組みの必要がある、将来的には検討したいとする割合が比較的高い結果となりました。

次に、17ページをごらんください。

(3)に、TPPを契機とした海外展開の取り組み意向についてでございます。

海外展開に関心はないという事業者が過半を占めておりますけれども、積極的に取り組みたい、検討したいとする海外展開に前向きな事業者も存在をしているところでございます。

(4)では、海外展開に係る課題について、(3)で前向きに捉えている事業者にお尋ねをしております。

輸出や海外進出を行うに当たって、マーケティング等の情報であったり、人手不足や人材不足といった、こういった人に関する課題を回答した事業者が多い結果になりました。

(5)については、アンケート調査と並行して、業界団体等を対象としたヒアリング調査を実施した結果でございます。

結果については表のとおりでございますが、農林水産業の関係団体からは、TPPを脅威として捉えている傾向がうかがえると思っております。

本調査の結果につきましては、今後、中小企業の海外展開等の施策に活用してまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、昨日召集された臨時国会におきましては、TPPの承認が最大の焦点とも報道されているところでございます。

安倍総理大臣におかれましては、これに先立つ9月23日、キューバ訪問の際の内外記者会見におきまして、日本の国会の承認が得られれば、TPPの早期発効は弾みとなるということから、臨時国会でTPPの承認が得られ、関連法案が成立するよう、全力で取り組んでいきたいというふうに発言されておられます。

また、審議状況だけではなくて、昨年決定した政策大綱において、検討の継続項目とされました生産資材価格形成の仕組みの見直し、収入保険制度などの議論についても注視し、迅速、適切に対応していく必要があると思っております。

執行部といたしましては、政府の動きを捉えまして、引き続き県議会の皆様とも連携しながら、効果的な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○村上寅美委員 我々は、4ページに抜粋してあるけど、要望を国に出してありますね。4ページ、5ページね。そうすると、最終的なところで14ページに、農林水産の問題で具体性が出ているようですが、我が県として、TPPそのものはとまらないということでも、これはやるべきだと思いますよ、TPPそのものは。しかし、その前にやらなくちゃいけないということは、国内の農林水産業——だけじゃないけど、まあきょうは農林水産業に対して言うけどね。やっぱり担い手育成を、これは具体的に書いてあるけど、県としては、どういう感覚で今後押していこうとしているのか、それをちょっと聞きたいと思うんだよね。国をじっと待ってって要望するということがなくて。

熊本県というのは、やっぱり全国でも有数の農林水産県でしょう。農業県か。だとするのなら、やっぱりリーダーシップというか、前向きに、前向きに、これしかないんだというような具体的政策を熊本県でもとるべきだと思うけど、どうなの、課長、その辺は。今後、どういうふうに考えているか。

○白石農林水産政策課長 村上委員おっしゃいましたとおり、我が県は日本有数の農業県と、農林水産県ということでございます。今回のTPP問題につきましては、非常に大きな懸念を持っているという現状認識を持っております。これは農業団体とかもそうでございますけれども。

そういう中で、我々としましては、総論的には、これまで国に先駆けて取り組んできた農地集積、それから担い手への集積とか、そ

れから輸出への取り組み、それから6次産業化の取り組み、それから基盤整備など、総合的にしっかり取り組みを進めて、そして、しっかり、先生おっしゃったように、担い手にも安心していただくような施策に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

特に、今回の経済対策の中で、約3,500億円の国の政策大綱に伴う予算が出てきましたので、それに即応する形で、例えば産地パワーアップ事業とか畜産クラスター事業とか、非常に懸念されている部分について、県としても、しっかり予算を計上して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員 さっき、有明海問題でも、同じ問題をわしと会長と提言したこともあるんだけど、具体的にいい政策があるわけよ。基盤整備事業なんかも、国がどんどん推進している、県も推進している。ただ、推進の度合いがなかなか、個々に親方日の丸で、個々に来たのを一つにしようということだから、いいことはわかっっても、波長を合わせるのに苦勞するから、その辺は強い国、県の行政主導というのが僕は必要だと思うんですよ。

だから、これを積極的に、まず基盤整備を中心に——3～4%は間違いなく減っていくんだから、もう生産者は減っていくんだから、それなら基盤整備してスケールメリットを太く持っていかなと、北海道のまねはできぬでも、熊本は熊本なりの農業でやっていかなくちやいかぬ。特に、今言われた畜産とか、ほとんどの農業がもろに来るんですよ、これは。だから、TPPに反対だどうだじゃなく、TPPという、やっぱり資源のない日本としてはこれは絶対必要性のあることだから、TPPがあろうとなかろうと、さっきもちょっとうちのほうで幹部と話をしたんだけど、これはやらないかぬわけたい、担い手

づくりを。そこをもうちょっと積極的に行政に携わってもらいたいということを、答えがないなら、要望しときます。もういいです。

○前川収委員長 よろしいですか。

○村上寅美委員 はい。

○前川収委員長 どうぞほかに質問はございませんでしょうか。

○松田三郎委員 企画課長の説明で、資料10ページあたりだと思いますが、要件とかの発効のシミュレーションとか、御説明いただきました。

冒頭、委員長の御発言にもありましたように、最近この話をしますと、どうせ次のアメリカの大統領候補、2人とも反対、強硬に反対か、どちらかといえば反対という、どっちにしる反対なんだから、日本も、この臨時国会でというか、承認する必要はないんじゃないだろうかという、どちらかという反対の方々の御意見もあります。

一方では、いやいや、そうではなくて、オバマ政権の間にアメリカ議会でも承認ができるように、まず日本が承認をして、アメリカにも承認しやすい環境をつくるべきだという話とか、仮に日本が承認してアメリカがだめになっても、アメリカを悪者にすればいいんだとか、いろいろ幾つかそういうお考えがあるようでございます。

たればではありますし、後のことを——今決まっているわけじゃないとは思いますが、どれか運悪くといいますか、運よくといいますか、発効しない状況になった場合に、その後——スキームが決まっているわけじゃないでしょうけれども、推測なり、あるいは国でこういう何か検討がなされているというのがもし課長の中であれば、例えばアメリカが反対するなら、アメリカ抜きでやれるのか

とか、あるいはそれは原則というか、2国間協定にならざるを得ないんだろうかというような話が、まあいずれ現実になる可能性もゼロではないので、何かその私見も含めましてありましたら。

○吉田企画課長 難しい質問でございますが、先ほど10ページでまず発効規定を御説明いたしました。こちらはちょっと私の説明がわかりにくかったのですが、いずれにせよ、3パターンあるうちのケース1は、全部の国がオーケーだと言った場合には、オーケーと最後の国が言った日の60日後からと、簡単に言うとそういうことでございます。

ケース2については、全部の国はオーケーではないけれども、アメリカと日本を含む——これは必ず含む。6カ国がオーケーな場合には、2月4日から2年後の2018年の2月3日からTPP協定が発効しますというのがケース2のパターンでございます。

ケース3のパターンは、今までの話は、この2年間、2月4日から2年間の話でございますが、ケース3については、2年以降、2018年の2月4日以降にアメリカと日本を含む6カ国がようやくオーケーだということになった場合、そのオーケーになった日の60日後からTPPが行くということになっております。

先ほど松田委員からお話がありましたが、こういった形になっておりますので、日米の交渉というのはマストになっておりますので、基本的には、このTPPの枠組みにおいては、日本とアメリカというものが国内手続を承認しない限り絶対に発効しない、そういう仕組みになっております。

たればの話は余りできないんですが、仮にどちらか、もしくは両方が発効しないということになれば、TPP協定というものはそもそも、合意はしたけれども、発効しないという状態になりますので、経済連携協定を結

ぶのであれば、別の枠組み、全く別の枠組みでやるか、もしくはいわゆるバイ交渉ですね、2カ国間で——多国間でなく、2カ国間でそれぞれ経済連携協定を結んでいくというのは、一つのやり方という形になっております。

ちょっとぼやっとして恐縮ですが、以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。それはわかります。

ちょっと確認ですがけれども、じゃあ、最大で2年を経過、ケース3の場合、2年の期間を経過した後に要件が満たされた日があつて60日といえば、最大どこになるんですか。2018年4月……発行しない……最大はないんだ。

○吉田企画課長 最大は、いつまででもということになりますね。

○前川収委員長 ちょっと関連して私から聞いていいですか。済みません、松田委員。

○松田三郎委員 どうぞ、いいです。

○前川収委員長 例えば日本が否決した場合、要件はもう絶対満たされないということになる場合は、どの時点も関係ない、その時点で終わるわけですか。要するに、否決となった場合。それはちょっとケースになってないんだけど。

○吉田企画課長 それは、先生、詳細はちょっと確認しないといけないんですけども、発効はそもそもできない状態になります。アメリカと日本、どちらか否決してしまえば、それは……

○前川収委員長 もう御破算。

○吉田企画課長 御破算という形になります。再議決とか、そういった手続が可能かどうかちょっと確認をしないといけないんですけども、否決ということで、もう承認しないというのが国内の手続上明らかになってしまえば、それはアメリカと日本が入らないTPP協定というのは、発効はしない形になります。

○前川収委員長 わかりました。

○村上寅美委員 それは、どういう日本の力というか、アメリカ——日米はわかるよ。日米はわかるけど、日本かアメリカがしないと行った場合、全部が崩れていく……

○前川収委員長 そもそもそういう協定なんです、これは。要件がそこになっています。

○村上寅美委員 何でそがん日本は強かつね。

○吉田企画課長 10ページの右上のほうに、ちょっと小さい字で恐縮ですが、要件というところに書かせていただきましたけれども、要件が、このGDPの合計が85%以上を占めるとありますので、日本は、このTPP協定に参加している国の中でのGDPの割合が17%ございます。ですので、日本が抜けてしまえば、85%以上という、TPPはそもそも枠組みの中でのこの要件を満たさなくなるということですので、日本が合意をしないと発効しないという、そういう仕組みになっています。

○村上寅美委員 アメリカは。

○吉田企画課長 約6割です。

○前川収委員長 つまり、アメリカ、もしくは日本がこれを抜ければ、これはそもそも御破算になるだろうと、もう要件には合わなくなるということです。

○村上寅美委員 わかりました。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか、質疑は。よろしいですかね。今まで説明いただいた分についての質疑はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 じゃあ、質疑はこれをもって終了いたします。

次に、TPP協定に対する意見書の提出について、御審議をお願いいたします。

お手元に意見書(案)をお配りしておりますので、御一読をいただきたいと思っております。お手元にございますかね、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員 委員長、読み上げぬと。

○前川収委員長 読み上げは各自でお願いいたします。御一読です。

○村上寅美委員 この1番の米、麦、牛肉・豚、乳製品、これに限定してって……

○前川収委員長 これは、そもそも重要5項目という国会決議の中で盛り込まれた……

○村上寅美委員 これがおかしきもん。

○前川収委員長 それに倣っております。

○村上寅美委員 これだけ重要視するって、やっぱり農は全体的に、農水というのは基準は一定でないといかぬと思うがな、おれは。

○前川収委員長 これまでのTPP対策特別

委員会で意見書を出してきた中においても、国会で出された意見書に対して、重要5項目の遵守というものが国会の中で意見書が通っておりますので、それに準じた形で重要5項目ということで書かせていただいておりますが、もちろん重要5項目を最優先でありまして、農業全般であることは間違いございません。もう項目を書き始めたら全部になりますから……

○村上寅美委員 全般でいいですか。全般として、感じ持っとなっていいですか。

○前川収委員長 いいです。

特に影響が出る5項目という言い方なんです、そもそも国のほうは。特に影響が懸念される5項目ということだったね、たしか、特別決議は。（「2番目」と呼ぶ者あり）

2番目に、この意見書の中では、村上委員、2番目に「地方の基幹産業である農林水産業への影響が及ばないよう、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保する」ことなど、万全の対策を実行していただきたいというような形で書き込みをさせていただきます。

○村上寅美委員 及んではならないて言うとかないかぬ。

○前川収委員長 それは同じ言いようですね。

ほかに意見書の内容について、御一読された上での質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 特に、この11月国会で、非常に正念場を迎える状況の中で、これから審議が始まると思っておりますので、時宜を得た意見書になるというふうに思っておりますので、

ぜひこれを出させていただきたいというふう
に思います。

内容についての御質疑がなければ、これか
らお諮りをいたしたいと思います。

それでは、この意見書(案)を議長に提出し
たいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 全会一致で異議なしという
ことでございますので、このとおりに出させ
ていただきたいというふうに思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りい
たします。

本委員会に付託されました調査事件につい
ては、審査未了のため、次期定例会まで本委
員会を継続して審査する旨、議長に申し出る
こととしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのよう
にいたします。

次に、その他に入りますが、その他で何か
ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、これをもちまし
て本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

TPP対策特別委員会委員長